

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農山村課

法令名	土地改良法			法令番号	昭和24年法律第195号				
手続名	土地改良区の解散認可			根拠条項	第67条第2項				
審査基準	<p>総会の議決による解散</p> <p>①認可申請の添付書類（土地改良法施行規則（昭和24年8月4日 省令第75号）第49条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散の事由を記載した書面 ・解散にかかる総会の議事録の謄本 ・事業報告書、収支決算書、財産目録、残余財産の処分予定及び土地改良施設の管理移管に関する事項等を記載した書面（解散総会の議案書提出による省略可） ・区債又は借入金がある場合（法41第1条第1項）は、債権者の同意があったことを証する書面（同意が得られない場合にあってはその事由を記載した書面） 								
	受付機関	農林事務所	処理機関	農山村課	交付機関	農山村課	標準処理期間 標準経由期間	30日 15日	目次 No.